

## 11. NPO 法人の役員報酬について教えてください

### ① NPO 法人会計基準における考え方について

まず、NPO 法人と役員(理事及び監事)は、「雇用」ではなく「委任」の関係になります。監事については、職務は監査に限定されており、スタッフとの兼任も認められませんので、すべて「管理費」の役員報酬として計上することになりますし、②の NPO 法での報酬を得ている役員に該当します。

一方、理事の委任の範囲は法人のすべての業務を実施することができ、理事への人件費の支払いは、事業に直接係る部分は「事業費」の役員報酬として、事業に直接関係しない法人の運営管理に係る部分は「管理費」の役員報酬として計上します。例えば、代表権を有する理事長がヘルパーとして業務に従事し、他のスタッフのヘルパーと同じ基準で給与を受け取っている場合には、その支給額を事業費の役員報酬として計上することになります。一方、スタッフと兼任で理事に選任されている場合(使用人兼務役員といいます)には、スタッフとしての支払い分は事業費又は管理費の「給与手当」として計上し、それ以外の役員としての支払い部分は管理費の「役員報酬」として計上されることになります。

但し、代表権を有する理事は、使用人兼務役員になれないため支払われた人件費はすべて「役員報酬」という科目で計上することになります。

なお、「指定管理者制度」の事業では、役員報酬という科目を使用できず、給与手当として計上せざるを得ない場合があります。このような場合や、使用人兼務役員の使用人分の給与手当は、役員及びその他近親者との取引として財務諸表に注記することになります。これにより、活動計算書の役員報酬と注記の給与手当の金額を合計すると、役員に支払った人件費の総額が判明することになり、ガバナンス効果が期待されます。

NPO 法人会計基準は、役員への人件費の支払いの総額を、NPO 法人の内外に公開することが、役員、とりわけ法人の代表者が独断で自分への支払いを不当に大きくすることなどの防止に役立つとの考えに立っています。

### ② NPO 法との関係について

利益の分配を防止するため NPO 法には、役員は 3 分の 1 までしか報酬を受け取ることができないという規定がありますが、この規定は「労働の対価は NPO 法の役員報酬に該当せず、役員の地位に対する対価だけが、NPO 法の役員報酬に該当する」と解釈されていますので、会計との関係では、管理費に計上された役員報酬だけが対象となり、事業費に計上された役員報酬は含まれないことになります。したがって、「うちは役員が 3 名だから 1 名の役員だけにしか報酬が払えないんだ」という勘違いをされている法人をよく見かけますが、そのようなことはありませんのでくれぐれもご注意ください。

理事に委任する業務の詳細、つまり事業に関する業務内容や管理運営に関する業務内容と、それに対する報酬の額をいくらにするかについては、理事会や総会で検討し承認を得ておく必要があります。これは、法人のガバナンスに関わる重要な問題なので、良く話し合って決定してください。仮に、決定されたもの以外の給与や報酬の支給を受けていると、利益の供与とみなされる場合があります。また、この 1/3 規制を免れようとして、理事に対する報酬をすべて「給与手当」として計上しているケースもよく見られますが、科目名を「給与手当」とすれば NPO 法の規制の除外になるわけではありません。例えば、総会資料の策定の対価として理事長が役員報酬を得ている場合には、これらは決算や事業計画、予算の策定などの理事の職務である管理運営業務と一体化

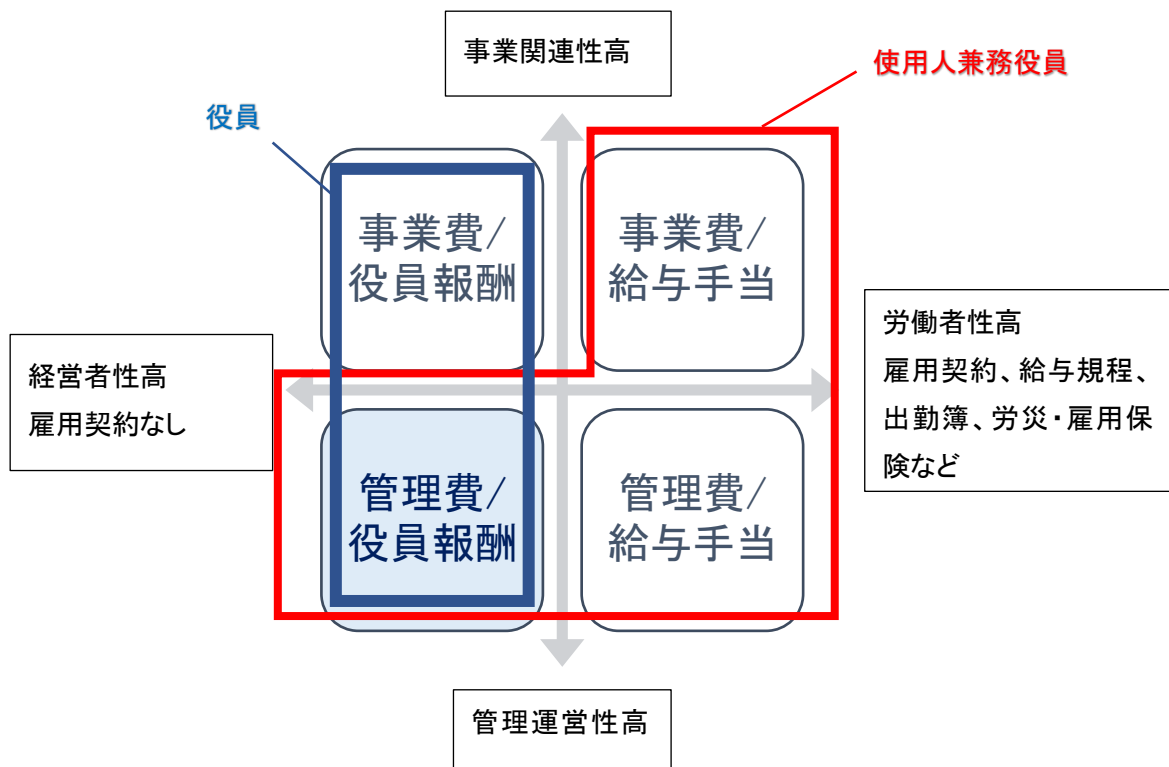
しているので NPO 法上の役員報酬に当たると考えられます。

そうするとちの NPO 法人は理事の 3 分の 1 以上が役員報酬をもらっていることになる、という法人は現行の NPO 法の下では、理事の定数を増やして無報酬の理事を増やすということになると思います。

#### 《ポイント》

法人税の申告をしている NPO 法人は、法人税法の役員給与の規定も理解しておく必要があります。法人税法では使用人兼務役員となれる役員の範囲が明確に決まっており、理事長のほか副理事長、専務理事なども使用人兼務役員になることができません。また、理事長が時給や日給で働いていて毎月の給与が変動したり、他の従業員同様、賞与をもらっていたりすると、法人税の申告では損金(経費)とは認められず、その分税金がかかります。したがって、それを避けるためには、使用人兼務役員になれない役員の役員報酬は、これらを勘案して毎月定期同額になるように支給する必要があります。

#### 《NPO 法人会計基準の役員報酬と給与手当のイメージ》



※役員報酬の事業費と管理費の内訳は、業務内容や総会等での決議による。